

令和 4 年 9 月 9 日

保護者の皆様

守口市教育委員会事務局
教育部 保健給食課

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の取扱いの変更について

日頃は、学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和4年9月7日付で、大阪府守口保健所より陽性者の療養期間等の見直しについて連絡がありました。

つきましては、児童生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合に「出席停止」となる、保健所が示す療養期間が下記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします（※濃厚接触者に特定された場合の自宅待機期間については、変更ありません。）。

記

保健所が示す療養期間

陽性者となった場合の療養期間（※R4.9.8 現在）	
症状あり	発症日の翌日から7日間（発症日を0日目として）
症状なし	検体採取日の翌日から7日間（検体採取日を0日目として）

◇「症状あり」の場合、10日間が経過するまでは、検温などによる健康状態の確認や、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。

◇「症状なし」の場合、ご家庭の事情等で、薬事承認された抗原定性検査キットを使用し、5日目で陰性を確認した場合には6日目から解除が可能となっています。その際は、学校までご連絡ください。

◇この度の見直しについては、令和4年9月7日より適用となり、同日時点で陽性者である方にも適用されます。

◇入院されている場合は、主治医等にご確認ください。